

令和3年8月26日

町立小学校 保護者の皆さまへ

西原町教育委員会
教育長 新島 悟
(公印省略)

令和3年9月1日(水)からの臨時休業措置(休校)について

みだしのことにつきまして、去った8月23日(月)に「令和3年8月31日(火)までの夏季休業の延長について」を発出し町ホームページ・町防災無線や学校からの連絡にて保護者の皆さまに周知を行ったところではありますが、県の新規感染者数は8月25日(水)には809名を数え、町内の小中学生の新規感染者も増加の傾向がみられ、今後の感染拡大が懸念される状況になっています。

同時に、長引く休業措置により、子どもたちの心身のバランスを整える必要性を強く感じております。また、「学びの保障」と「安全の確保」の二点を確保するため、児童生徒の実態に応じてタブレット端末を活用し、可能な範囲でオンライン等の学習に取り組んでいきます。

本町としましては、これまでの感染状況等を鑑み、町臨時校長会での確認を踏まえた上で、下記のとおり臨時休業を実施します。

保護者の皆さまにおかれましては、趣旨をお汲み取りくださり、ご理解とご協力のほど賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 臨時休業措置(休校)の期間
令和3年9月1日(水)～9月5日(日) 5日間
- 2 「タブレットの持ち帰り」及び「課題の配布」について
令和3年8月30日(月)・31日(火)の2日間を利用して各学校の実情に応じて行います。
- 3 臨時休業期間中の学校からのお知らせについて
定期的に学校ホームページや学校メーリングサービスでの確認をお願いします。
- 4 臨時休業期間中の受け入れ児童について
対象 小学1年生～小学3年生で、「条件」の(1)～(6)の事由に該当する児童
条件 (1) 保護者の就労業種(エッセンシャルワーカー)等から、在宅での安全確保が困難な児童
(2) 学童クラブ、児童デイサービスが利用できない児童
(3) 中学生以上の兄弟がいない児童
(4) 原則、期間中において毎日受け入れが必要な児童
(5) 発熱や風邪症状等のない児童
(6) 特別な事情により、学校での対応を望まれる保護者については、学校に相談してください。

その他、家庭のWi-Fi環境が整っていない児童については、学校にご相談ください。

- 5 受け入れ児童についての留意事項
 - ・受け入れ時間は、8:15～14:30としますが、登下校時間帯は各小学校で多少異なります。
 - ・朝晩の検温を実施し、発熱や風邪症状等の場合は、登校させずご家庭で対応してください。
 - ・学習用具(必要な教科・課題・タブレット端末)等を持たせてください。
 - ・受け入れ期間中の昼食等については、水筒、弁当を準備し持たせてください。
 - ・登下校の安全確保は保護者責任の下で行い、下校時の引き取りをお願いします。
 - ・登校後、学校で発熱や風邪症状等が見られた場合は、引き取りをお願いします。